

Title	曾禰好忠『毎月集』の特質について(二)：七夕詠をめぐって
Sub Title	Characteristics of Soneno Yoshitada's Maigetsu-shu (II) Waka Poems about Tanabata
Author	金子, 英世(Kaneko, Hideyo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2011
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.101, No.1 (2011. 12) ,p.80- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	川村晃生教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01010001-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

曾禰好忠『毎月集』の特質について(二)

——七夕詠をめぐって——

金子 英世

はじめに

平安中期の歌人、曾禰好忠の『毎月集』(三百六十首和歌)は、総歌数三百六十八首に及ぶ定数歌作品である。その歌群としての規模の大きさもさることながら、四季ごとに長歌と反歌を置き、各月を三句に分けて一句に十首を充てる(すなわち一日が一首に相当する)という凝った構成を有し、内容的にも万葉や歌謡・漢詩文等の豊富な知識を背景に、四季に亘って新たな作風が展開されており、その非凡さにおいて突出した特質を示している。

従来指摘されてきたとおり、『毎月集』はさまざまな面で先行文芸の影響を受けているが、同時に、曾禰好忠という歌人特有の作歌姿勢や、地方官として赴任した丹後の地とその周辺における体験・見聞なしには、獲得し得なかつた独自性をも有している。稿者は以前、『毎月集』の漁業関係の歌をめぐって拙論を述べたことがあるが、本稿では同集におけ

る七夕関係の歌を取り上げ、別の側面から『毎月集』の特質について考えてみたい。

なお本稿では、底本として異類本を代表する『好忠集 伝冷泉為相筆』（島田良二氏編『曾禰好忠集 宮内庁書陵部蔵 伝為相筆本』笠間影印叢刊、昭和四十七年、笠間書院）を用いる。これは、近年『曾禰好忠集』の歌が論じられる場合、流布本系の本文を中心に行われることが多かったが、より古態を留めていると指摘される異類本の本文を読み直すことにより、流布本系の本文に依拠する限りでは不可視のままに置かれていた解釈の可能性を探りたいという意図に基づくものである。校合本として、流布本系を代表する天理図書館蔵本（『天理図書館善本叢書 第四卷 平安諸家集』昭和四十七年、八木書店、以下で「天本」の略称を用いる）、ならびに現存最古の資料である冷泉家本（『冷泉家時雨亭叢書 平安私家集二』平成六年、朝日新聞社、以下で「冷本」の略称を用いる）を適宜、参照する。『好忠集』の歌番号は松田武夫氏校注『好忠集』（『日本古典文学大系 平安鎌倉私家集』昭和三十九年、岩波書店）のものを使用する。その他の和歌は原則として『新編国歌大観』に拠るが、『万葉集』の歌番号は旧番号を使用する。

一、一九〇番歌 〔「天の羽衣」を準備する織女〕

『毎月集』秋部には、私見によれば三首の七夕関係歌が存する。これらについて検討を加える。

まず、一九〇番歌について述べる。この歌は七月上旬の四首目に排列されており、一日一首という『毎月集』の構成からいえば、七月四日の位置にある。

空をとぶをとめの衣ひと日より天の川波たちてきるらし (一九〇)

当該歌は本文に異同が存し、天本の初句は「そらおもふ」、結句は「たちぞよるらし」。冷本の初句は底本に同じ。結句は「たちぞきるらし」とある。

「天の川波」とあることから、七夕に関係する歌と察せられるものの、上句の「空をとぶをとめの衣」は奇異にも感じられる表現である。「空をとぶをとめの衣」は、天女が空を飛ぶための衣、いわゆる天の羽衣を指すと解されるが、「空をとぶをとめ」という表現で、七夕の織女を詠んだ例は同時代和歌に見られない。また、類似する表現句を求めると、辛うじて「空にとぶあまのはごろもえてしかなうき世の中にかくものこさじ」(古今六帖・ざふのころも・三三二八、和歌童蒙抄四六〇〈初句「そらをとぶ」結句「からもとどめじ」〉)が見出される。

「ひと日より」は七月一日から、の意で、「秋風のふきにし日よりいつしかとあがまちこひし君ぞ来ませる」(万葉・巻八・一五三三)、「秋風の吹きにし日より久方の天の川原にたたぬ日はなし」(古今・秋上・一七三・不知)といった、七月七日の逢瀬を待ちかねる織女の姿を詠む七夕詠の一類型を踏んだ発想に基づいている。

下句は「川波が立つ」ことに寄せて「立ち」「裁ち」の掛詞を用い、川波を布に見立てて織女が衣を仕立てて着る様子を推量している。

つまり当該歌は、「秋風が吹いて川波が立った七月一日から、(織女は)天の川の川波を(布として)裁って着ているだろう」と詠んでいるのだが、織女が七夕の七月七日にむけて準備したのが「空をとぶをとめの衣」であるという点に、この歌における詠法の特異性が認められる。これはきわめて風変わりな詠み方といってよからう。七月七日を心待ちに

しながら天の羽衣を仕立てて着る織女の姿を詠む、という趣向は、明らかに従来の七夕詠の類型から逸脱している。ここには、一般的な七夕詠とは異質な背景が存在することがうかがわれる。

二、一九四番歌 〔羽衣伝説〕型の七夕伝説

次に、一九四番歌について述べる。この歌は七月上旬の八首目、つまり排列上は七月八日の位置にある。

*よさの海うみにきつつなれにしをとめおまが天の羽衣はつるほ干しつらむやぞ (一九四) (*は校訂した箇所を示す)

当該歌にも異同があり、底本の初句は「よものうみに」、天本・冷本では「たこのうらに」。二句の「なれにし」は天本・冷本では「なれけん」、結句の「ほしつらむやぞ」は天本・冷本では「さほすらんやぞ」とある。

底本の初句「よものうみに」は、『標注曾丹集』が指摘する如く、詠歌内容から考えて「よさのうみ(与謝の海)」に訂するのが妥当であろう。四七四・四七五番歌(つらね歌)にも「よさのうみ」の語は見える。なお天本・冷本に見える「たこのうら(丹後の浦)」は、「与謝の海(浦)」の別称である。

この歌は『伊勢物語』の業平詠「唐衣着つつなれにしつましあれば」の表現を念頭に置きつつ、「与謝の海」(丹後の浦)に水浴に来た天女(「をとめご」)が羽衣を干している情景を思い描いている。「きつつなれにし」から、天女がこの場所を幾度となく訪れ、慣れ親しんでいるさまが想像される。ところで当該歌は、丹後国に伝わる羽衣伝説——いわゆ

る「眞奈井伝説」——を踏まえた歌であることが指摘されてきた。『丹後風土記』逸文に伝わる「眞奈井伝説」の冒頭部分⁽⁷⁾を、以下に引用しよう。

丹後の國の風土記に曰はく、丹後の國、丹波の郡。郡家の西北の隅の方に比治の里あり。此の里の比治山の頂に井あり。其の名を眞奈井と云ふ。今は既に沼と成れり。此の井に天女八人降り来て水浴みき。時に老夫婦あり。其の名を和奈佐の老夫・和奈佐の老婦と曰ふ。此の老等、此の井に至りて、竊かに天女一人の衣裳を取り蔵しき。即て衣裳ある者は皆天に飛び上がりき。但、衣裳なき女娘一人留まりて、即ち身は水に隠して、独懷愧ぢ居りき。

この記事によって、天の羽衣伝説が丹後國に伝わっていたと確認される。ここには、水浴みのために降った天女のうち、衣裳を取り隠された一人が下界に留まるという、羽衣伝説の典型的なプロットが認められよう。引用箇所以降の「眞奈井伝説」では、下界に留まった天女が老夫婦の養子となり家を富ませるが、やがて追い出され、流浪するという展開になっている。

ところで当該歌への着目は、早く『袖中抄』(第十六)に見られる。

一、よごの海

よごのうみにきつゝなれけん乙女子があまのは衣ほしつらんやぞ

顕昭云、是は曾丹三百六十首の中に七月上旬の歌也。歌の心は、昔近江國よごの海に織女下て水あみ給けるに、そこ

なりける男行合てぬぎおきける天のは衣を取たりければ、織女え帰のほり給はで、聽て其男の妻に成て居にけり。子共生つづけて年来に成けれ共元の天上へのほらんの心ざしうせずして、常にはねをのみ泣てあかしくらしけるに、此男の物へまかりける（あひだ）に、此生たる子の物の心知程に成たりけるが、何事に母はかく泣給ぞと云ければ、しかじかの事初より云ければ、此子父のかくし置たりける天のは衣を取出したりければ、母悦て其着て飛上にけり。上げる時に此契ける事は、我はかかる身にてあれば、おぼろけにてはあふまじ。七月七日ごとに下て此海の水をあぶべし。其日にならば相待べしとて、母子共に別の涙をんなながしけるぞあはれなる。さて、其子孫は今まで有となむ申傳たる。或人の（子に）申しは、河内國あまの河にこそさる事は有けれ、七夕の子孫、今に河内に有と申しか共、曾丹が讀るは中比の人髓に申ける事にこそ。疑べからず。近江にも河内にも共に有ける事なるべし。

右の如く顯昭は、好忠の三百六十首中の一首として当該歌を示し、「歌の心」として近江国の羽衣伝説を紹介している。先に挙げた「真奈井伝説」と同様に、衣裳を取り隠された天女の一人が下界に留まるといふ展開であるが、「真奈井伝説」との相違で看過できないのは、この羽衣伝説がとりもなおさず七夕の起源説話としても説かれていた点である。「織女下て水あみ給けるに」とあり、「織女」が下界に降りて水浴みをする「天女」とされていること、また「七月七日ごとに下て此海の水をあぶべし」とあり、「天女」が七月七日ごとに下りてきて水浴みをするという内容は、この羽衣伝説が七夕伝説と強く結びついていることをはっきりと示している。

当該歌について顯昭は、初句を「よこの海」とする本文に拠つたため、近江国（余呉湖）に伝わる羽衣伝説に基づく解釈を施しているが、初句は「与謝の海」あるいは「丹後の浦」と解し、丹後国に伝わる羽衣伝説との関わりを考える

のが至当であろう。

先に引いたように、『丹後風土記』逸文に見える「真奈井伝説」は、羽衣伝説ではあるものの、七夕伝説との関わりは表在化していない。

ただし丹後国には、「真奈井伝説」とはやや異なる、もう一つの「羽衣伝説」が口承で伝わっている。その内容は『袖中抄』に紹介されている近江国の羽衣伝説とよく似ており、七夕の起源を語る羽衣伝説——羽衣を奪われた天女が下界の男と結婚し子を産むが、後に羽衣を取り返して天に昇り、それを追っていた男とともに七夕の二星になったという話——になっている。その七夕起源伝説が伝わる京都府中郡峰山町の地には、羽衣の天女の娘の一人を祀ったとされる乙女神社がある。この丹後の七夕起源伝説が平安中期まで溯れるものであるかどうかについての確証はないが、当該歌の内容・排列位置（七月七日に相当する歌の直後）から考えると、好忠がこの歌を詠む際に念頭に置いていたのは、七夕伝説と結び付いた丹後の羽衣伝説である可能性が高いといえよう。

高松寿夫氏「浦島子と豊受神——二つの『丹後風土記』逸文の背景——」（『国文学研究』一一〇集、平成五年六月）は、「真奈井伝説」の前半とほぼ同じ内容の伝説が、中国で七夕の起源伝説として広く口承されていた事実を指摘する。氏は先の『袖中抄』の記述をあげ、日本でもこの種の七夕伝説が古くから行われていたとし、好忠の歌の存在から、十世紀の丹後で羽衣伝説型の七夕伝説が伝承されていた可能性を示唆する。また、冒頭の「羽衣伝説」的なプロットが、「真奈井伝説」を本朝の七夕伝説として保証しているのだから、とも指摘している。

三、 一九三番歌 〔天の岩橋〕と〔天の橋立〕

では『毎月集』において、七夕の当日である七月七日の位置には、どのような歌が配されているのであろうか。次に七月上旬の七首日、一九三番歌について見る。

秋^{あき}をへて雲居^{くもゐ}に聞き^きはわたれども波^{なみ}に朽^くちせぬ天^{あま}の岩橋^{いはし} (一九三)

当該歌に諸本間の異同はない。

七月七日の位置にあることから、従来この歌は七夕伝説を背景とする歌として解され、「天の岩橋」は、「天の川に架かる岩の橋」と説明されてきた。例えば『標注曾丹集』はこの歌について、「天の岩橋は、七夕の歌なれば、天の川の岩はしとよまれしなむ」と注している。

しかし天の川に岩の橋が架かっているという解釈を支える典拠は見当たらない。そもそも、天の川に棚橋のような仮橋ではなく、岩の橋が存在しているのなら、七夕の二星が一年に一度しか川を渡ることができないという伝説の前提と齟齬を生じるのではなからうか。

そこで、当該歌が七夕に関わる歌であるかどうかについては速断を避け、今しばらくこの歌の表現について検討を加えてみる。

上句「秋をへて雲居に聞きはわたれども」は、いくつもの秋を過ごし、遠くでその評判を聞き続けているが、の意で、

「雲居」に「宮中」の意をかけるという説もある。ここでは単に遠く離れたところをいうか。あるいは後述する伝承との関係でいえば、天上界（高天原）の意もかけようか。「雲居」は「天（の岩橋）」の縁語。「わたる」には「橋」の縁語「渡る」を響かせているとみられる。

問題となるのは下句「波に朽ちせぬ天の岩橋」が、何を意味しているか、という点である。この表現に注目すると、秋の反歌である一八六番歌との類似に想到せざるを得ない。

うちわたし岸^{きし}辺^へは波^{なみ}にやぶるとも我が名^なは朽^くちじ天^{あま}の橋^{はし}立^{たて}（一八六）

一八六番歌の大意は、丹後の名勝「天の橋立」の永遠性のこと寄せて、自分の歌人としての名声が決して朽ちることはない、というものである。〈～が波に浸食されても朽ちない〉との発想は、一九三番歌の下句と重なっている。つまり両歌には、〈波に晒されながらも不朽のものとして存在している橋〉のイメージが共通して詠み込まれている。すなわち、秋部冒頭の反歌で示された主題が、一九三番歌においても反復されていることが看取されるのである。

このような両詠にみられる関係性をふまえるならば、先行する一八六番歌の「天の橋立」のイメージを想起せず、一九三番歌の「天の岩橋」を理解することには無理があるとせねばなるまい。

さて、「天の橋立」が天空に架かる橋のイメージを負うことは、その名から推しておおむね首肯されるところであるが、『丹後風土記』逸文の記述によっても、そのことは確認される。

丹後の國の風土記に曰はく、与謝の郡。郡家の東北の隅の方に速石の里あり。此の里の海に長く大きな前あり。
(略) 先を天の橋立と名づけ、後を久志の濱と名づく。然云ふは、國生みましし大神、伊射奈藝命、天に通ひ行でま
さむとして、椅を作り立てたまひき。故、天の橋立と云ひき。神の御寝ませる間に仆れ伏しき。

伊射奈藝命が天界との交通のために作った橋が、神の寝ている間に倒れて「天の橋立」となったという由来が記されている。『丹後風土記』逸文には「天の橋立」が「岩橋」であるといった記述は見当たらないが、『播磨國風土記』には、以下のような記述がある。

此の里に山あり。名を斗形山といふ。石を以ちて斗と乎氣とを作れり。故、斗形山といふ。石の橋あり。傳へて
いへらく、上古の時、此の橋天に至り、八十人衆、上り下り往来ひき。故、八十橋といふ。(印南郡)

これに拠ると、天と上界との交通に用いられた橋は石の橋であった、という伝承の存在が確認できる。こうした「石の橋」にまつわる伝承を背景に据えてみると、天と上界との行き来のために作られたものである「天の橋立」が、同じく天と上界との行き来に用いられた「石（もしくは岩）の橋」のイメージと結びつくことはあり得ないことではない。

「天の橋立」は、織女すなわち天女が、水浴のために降り来った「与謝の海」を象徴する景物である。『毎月集』秋部

において、「天の岩橋」が「天の橋立」に通じるものであるなら、一九三番歌は、七夕の当日、「雲居」から羽衣を纏って与謝の海に舞い降りる天女の視点によつて、「天の橋立」を詠じたものと解されよう。

以上については、とりあえず臆説を示すに留め、後考を俟ちたい。

おわりに

『毎月集』七月の四日・七日・八日の位置に排列されている歌は、従来、七夕伝説を負うもの（一九〇番歌・一九三番歌）と、羽衣伝説を負うもの（一九四番歌）とに分離され、この三首全体を関連付けて解釈することは行われてこなかった。しかしながら、これまで検討してきたように、『毎月集』秋部の七夕詠はいずれも、好忠所縁の地である丹後の橋立周辺にみられる、羽衣伝説と融合した七夕伝説を背景に成立している可能性が認められる。

以上を前提とすると、『毎月集』一九〇・一九三・一九四の七夕詠を次のような系列において解することが可能と思われる。すなわち、「をとめ(一)」(織女)は、七月一日より「空をとぶをとめの衣」(天の羽衣)の準備に着手し(一九〇)、七夕当日、その衣を纏い、「天の岩橋」を眼下に下界に降り立った(一九三)。「をとめ(二)」はそこ(与謝の海)で水浴し、翌七月八日にその衣を干した(一九四)。

こうした、七夕の日に降臨する天女(織女)をめぐる一連の物語が『毎月集』七夕詠三首から浮かびあがってくる。集中歌相互の関係性に注目することで浮上してくる、斯くの如き物語性もまた、『毎月集』を特徴付ける一要素としてよいのではなからうか。

『毎月集』には、七夕以外にも、一つの主題が複数の歌にわたって系列を成している例が見出される⁽³⁾。集中の歌々を相互に結び付けている主題との関わりから『毎月集』を読み直すことにより、本集の新たな魅力が照らし出されることであらう。

註

- (1) 川村晃生氏「田園のうた」(『藝文研究』六五、平成六年)、同氏「(歌集論) 曾禰好忠集を例として」(『国文学 解釈と教材の研究』三九―一三、平成六年十一月)などに詳しい。
- (2) 拙稿「曾禰好忠『毎月集』の特質について(一)——漁業関係の歌を中心に——」(三田國文・第二十八号・平成十年九月)注釈書としては、松田武夫氏校注「好忠集」のほか、神作光一氏・島田良三氏「曾禰好忠集全釈」(昭和五十年、笠間書院)、松本真奈美氏校注「曾禰好忠集」(『和歌文学大系 中古歌仙集(一)』平成十六年、明治書院)を参照した。
- (4) 本稿では、一見叙景歌の趣がある一九三も含め、一九〇・一九四を併せた以上の三首を、本文に後述する理由により、秋部の七夕詠とする。ちなみに冬部には、「鵲のちがふる橋の間遠にてへだつるなかに霜や置くらん」(三〇八)という七夕関係詠がある。これは「鵲のわたせる橋におく霜の白さを見れば夜ぞ更けにける」(新古今・冬・六二〇・家持)に依拠し、冬の「鵲の橋」に霜が置いた情景を思い描いたものである。
- (5) 『毎月集』の構成については、かつて藤岡忠美氏が「日記性」という言葉を用いて論じられた。氏は「毎日各々の日付こそないが、一〇首をまとめて一句ごとに区切りを設けているのは、当然一首を一日にふりあてた日記的な形態を意味するものと考えて不自然ではないであらう。」と述べられ、日付にふさわしい歌が排列されている例を指摘された。ただし例外もあって、かならずしも正確に、各日付を追って和歌が排列されているとはいいい切れぬ点もあることを言い添えておられる。

(6) 『標注曾丹集』は、神作光一氏『曾禰好忠集の研究』(昭和四十九年、笠間書院)所収の宮内庁書陵部蔵文化版刊本による。

- (7) 『風土記』（日本古典文学大系・秋本吉郎氏校注・昭和三十三年、岩波書店）による。
- (8) 『日本歌学大系 別卷二』（昭和三十三年、風間書房）による。
- (9) 具体的には、秋部における駒牽関係歌、冬部における修行者詠などをその例として挙げるができる。個々の歌に関しては、川村晃生・金子英世『曾禰好忠集』注解（平成二十三年、三弥井書店）を参照されたい。